

## 医療用装具の製作に関する弊社及び弊協会の理念

平素は、株式会社神戸装具製作所及び一般社団法人 mysole 協会に多くのご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、弊社及び弊協会が普及に努めております mysole®が多くの医療施設からご好評いただき、多くの患者様に利用されておることにも、改めて、感謝申し上げます。

さて、この度、弊協会所属の会員から、医療施設の指示に基づく患者様の mysole®製作過程において、理学療法士が関わっていることが適切な対応であるのかについて疑問があるとの問い合わせがございましたので、弊社及び弊協会の見解を述べることにします。

まず、上記疑問点である、医療施設における mysole®製作過程に義肢装具士以外に理学療法士が関わっていることについては、弊社及び弊協会としては、mysole®製作には、義肢装具士の専門性と理学療法士の専門性を融合することにより、より患者様の意向に沿うインソール製品の製作を目指して取り組んでいるものであり、コンプライアンスの見地からも、不適切であるとは考えておりません。

弊社がインソール製作に取り組むようになったのは、テクノロジーが急速に進化している今日社会において、さまざまな疾患に対応するには患者の動作分析を取り入れた対応が必要であり、その必要性から従前の義肢装具技術をよりデジタル化させるための研究を行い、患者様のニーズに合ったより良い製品作りを行うことが社会貢献につながるとの考えに基づいています。

このような理念から、理学療法士の専門的知見及び技術をインソール製作に取り込むことが必要であると考えました。

この「理学療法」とは、「身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること」であり（理学療法士及び作業療法士法第2条1項）、「理学療法士」となるためには、理学療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を取得しなければなりません（同法第3条）。

一方、「装具」とは、「上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具機械をいう」のであり（義肢装具士法第2条2項）、その「装具」の採型・製作などを取り扱う「義肢装具士」となるためには、義肢装具士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を取得しなければなりません（同法第3条）。

この「装具」の装着部位の採型については、医師の具体的な指示を受け、「義肢装具士」が行うことになっていますので（義肢装具士法第8条）、「装具」であるインソールの装着部位の採型は義肢装具士が行うことになりませんが、義肢装具士以外の者が関わるものが禁じられているものではありません。

義肢装具士法第39条には、「義肢装具士は、その業務に当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない」と明確に定められていますが、これは、まさに、弊社及び弊協会が目指す理念と同じ趣旨であると考えています。

従って、国家資格を有する理学療法士が同じく国家資格を有する義肢装具士と密接な連携を図りながら義肢装具士が行う「採型」に関わることで、適正な医療の確保に努めることは法律に違反するものではなく、かえって、法律が求めている患者により適切な医療を確保させるために他ならず、理学療法士による理学療法の専門的知見を取り込んだ装具を製作することにより、患者により快適な装具を提供できるものであると確信しております。

ところで、平成29年1月に発覚した「治療用装具療養費に関する不正請求事件」がきっかけとなり、厚生労働省は、平成30年2月9日付の「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」と題する通達により、療養費支給申請時に「治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名」が記載された領収書を添付する扱いとなりましたが、このような治療用装具の取り扱いに義肢装具士が関わる必要があることは確かですが、義肢装具士以外の医療関係者との連携が禁じられているとは解されません。

厚労省においても、令和2年11月17日付で、「補装具費支給に係るQ&Aを改訂し、採型や適合が医行為に該当する場合は義肢装具士が行わなければならないが、医行為に該当しない場合は、「基本的に義肢装具士が適当

である」と表現を弱めた、との報道がなされております（2020年12月24日付西日本新聞）。

また、この取り扱いの変更により、従前と異なり、義肢装具士ではない技術者がつくる障害者用の靴型装具に保険適用がされなくなりましたが、このような取り扱いの変更に対しては、足に障害のある人や靴型装具の技術者達が従前とおり保険適用を求める2万7800人余の署名を集めて厚生労働省に要望を行ったとの新聞報道もなされています（2022年6月20日付赤旗新聞）。

このように、治療用装具・更生用装具に関わらず、様々な疾患に対応すべく、義肢装具士以外の技術者の知見や技術が装具製作・適合に取り入れられることは社会的にも求められている事柄であって、患者利益の観点からも不可欠であると考えます。

そして、このような流れは、弊社及び弊協会が目指している従来の義肢装具士が製作する足底装具をさらに進化させることが期待されていることと合致しており、医療従事者によるチーム医療や最先端なデジタル技術の導入による効率的、かつ、効果的な治療として、義肢装具士と理学療法士の技術の融合は、現在推奨されている多業種との連携による専門性の高い技術、知識を患者様へ提供するというチーム医療の考え方に追従するもので、時代に則した患者利益を最優先に考え、時代の変化と共に進化し、患者様に寄り添うことができることだと思います。

弊協会は、患者様の動作分析を適切に行い、必要な動作変化を評価の段階から実感できるインソールの作成手法をコメディカルや健康産業従事者の皆さまに伝え、現場での実践をサポートする活動を行っております。同時に、インソールの未来に変化をもたらす必要性も感じており、今後、法令遵守の元、理学療法士をはじめ他業種の方との連携を行いながら協会活動を推奨していく方針です。

是非これを機に、患者様ファーストの観点からこれからの足底装具、インソールの在り方について義肢装具士の方々にも弊協会にお越しにいただき、弊協会が取り組んでいる手法を体感して頂き「日本の医療」「全人類の足元から全身への健康」への貢献、さらに義肢装具士の職域を広げる一助になれば、これほど嬉しい事はございません。どうぞご理解賜りまして何卒宜しくお願い申し上げます。

令和4年8月10日  
株式会社 神戸装具製作所  
一般社団法人 mysole 協会